

令和2年度
介護職員奨学金返済・育成支援事業費補助金説明資料

I 事業の概要

東京都福祉保健局高齢社会対策部
介護保険課介護人材担当

目次

- 1 事業の概要 《P1～8》
- 2 令和2年度の主な変更点 《P9～10》
- 3 事業の広報(PR) 《P11～15》

1 事業の概要

目的

若い世代を対象とした介護人材の確保・育成・定着支援を充実させ、質の高い介護サービスを長期的に提供することを目的とする。

概要

介護保険事業所等が、常勤介護職員として就職（有期雇用を除く）した新卒者等を育成計画に基づき育成するとともに、キャリアアップできる環境確保のため、在学中に奨学金の貸与を受けた職員に対して、奨学金返済相当額を手当として支給する場合に補助する。

対象事業所

令和2年4月1日現在、次の2つの要件を満たす都内の介護保険施設・事業所

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰを取得
- (2) 「介護職員初任者研修」「実務者研修」「介護福祉士資格」3つ全ての資格取得支援制度を有する

※ 令和2年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、職員の4月1日以降の資格取得を支援の対象とする場合（遡及の場合）は、本事業の対象となる。

手当等支給対象者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、対象事業所に在籍している者

- (1) 令和2年度（R2.1.2.~R3.1.1.）に常勤介護職員（有期雇用を除く）として採用され、介護福祉士となる資格を有しておらず、在学中に貸与を受けた奨学金の返済を行っている者（R2.4.1.時点で卒業5年未満の者）
- (2) 平成31年度の本事業の対象者（※）であり、常勤介護職員（有期雇用を除く）として勤務しており、在学中に貸与を受けた奨学金の返済を行っている者

（※）平成30年度の本事業の対象者であって、長期休業により奨学金返還期限の猶予中であること等のやむを得ない事情によって平成31年度の本事業の対象者とならなかった者を含む。

サービスの種類

| | |
|-------------------|----------------------|
| 訪問介護 | 看護小規模多機能型居宅介護 |
| (介護予防)訪問入浴介護 | (介護予防)認知症対応型共同生活介護 |
| 通所介護 | (介護予防)認知症対応型通所介護 |
| (介護予防)短期入所生活介護 | 地域密着型特定施設入居者生活介護 |
| (介護予防)短期入所療養介護 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| (介護予防)通所リハビリテーション | 地域密着型通所介護 |
| (介護予防)特定施設入居者生活介護 | 介護老人福祉施設 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 介護老人保健施設 |
| 夜間対応型訪問介護 | 介護医療院 |
| (介護予防)小規模多機能型居宅介護 | 介護療養型医療施設 |

(注1)都内に所在する介護保険施設・事業所とする。

(注2)国又は地方公共団体が設置・運営する介護保険施設・事業所は除く。(指定管理者が管理するものは対象)

(注3)介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

対象となる奨学金

以下の（１）から（３）のいずれかによる貸与型の奨学金

- （１）独立行政法人日本学生支援機構
- （２）地方公共団体
- （３）学校等（奨学金手当支給対象者が修了又は卒業）

補助額

事業者が奨学金返済相当額を手当等として支給した額の全額（１人当たり月５万円・年６０万円を上限）

【以下３つを比較したうちの最も低い額】

- ア．在籍期間中の奨学金返済手当等の対象者への支給額（実際の支給額）
- イ．対象者の奨学金返済額（補助対象期間中）
- ウ．補助基準額

補助期間

１人当たり、補助対象期間の開始月から連続する５年間を上限

【補助対象期間の開始月は、次の４要件を全て満たした月】

- ①職員の採用 ②奨学金返済手当等制度の創設 ③奨学金返済手当等の支給開始 ④奨学金返済開始

※令和２年度は、交付基準日（令和３年１月１日）までに上記の要件をすべて満たしていることが必要。

補助条件①育成計画の作成

手当支給対象者の育成(キャリアアップ)計画を毎年度作成することを条件とする。

【作成が必要な期間】 新任職員 : 採用月(遅くとも補助対象期間開始月)から3月(年度末)
2年目以降の職員 : 4月(年度初め)から3月(年度末)

※補助対象期間とは異なり、年度末までの育成計画・記録の提出が必要

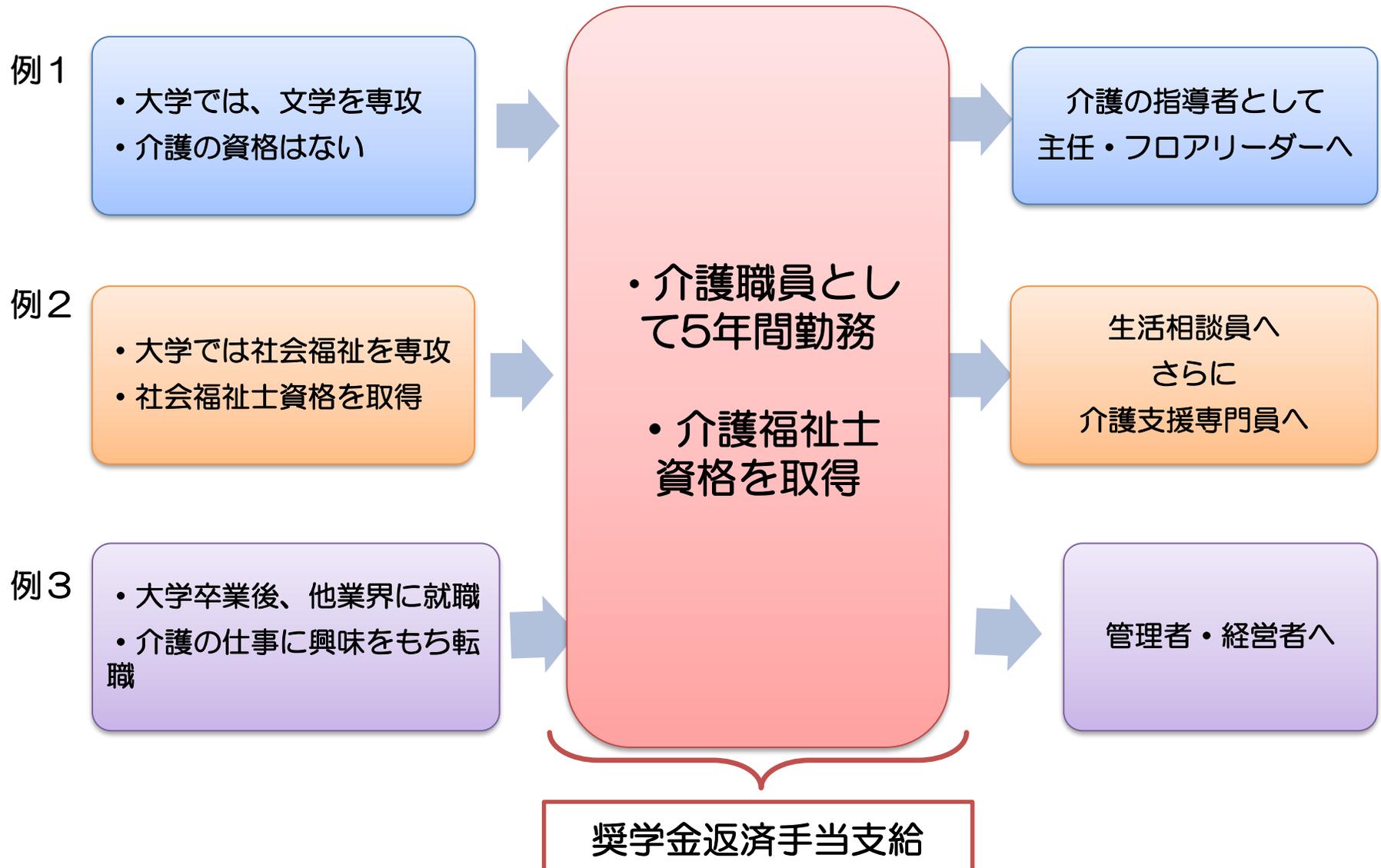
補助条件②5年間の資格取得

令和2年度特例対応

補助対象開始月から2年以内に介護職員初任者研修、4年以内に実務者研修を修了することを条件とする。

また、4年以内に介護福祉士となる資格を有していない者は、5年目に介護福祉士試験を受験すること(合否は問わない)が条件。

奨学金返済手当等支給対象者のイメージ



補助対象期間・補助条件のイメージ(令和2年度から初めて交付申請する法人の例)

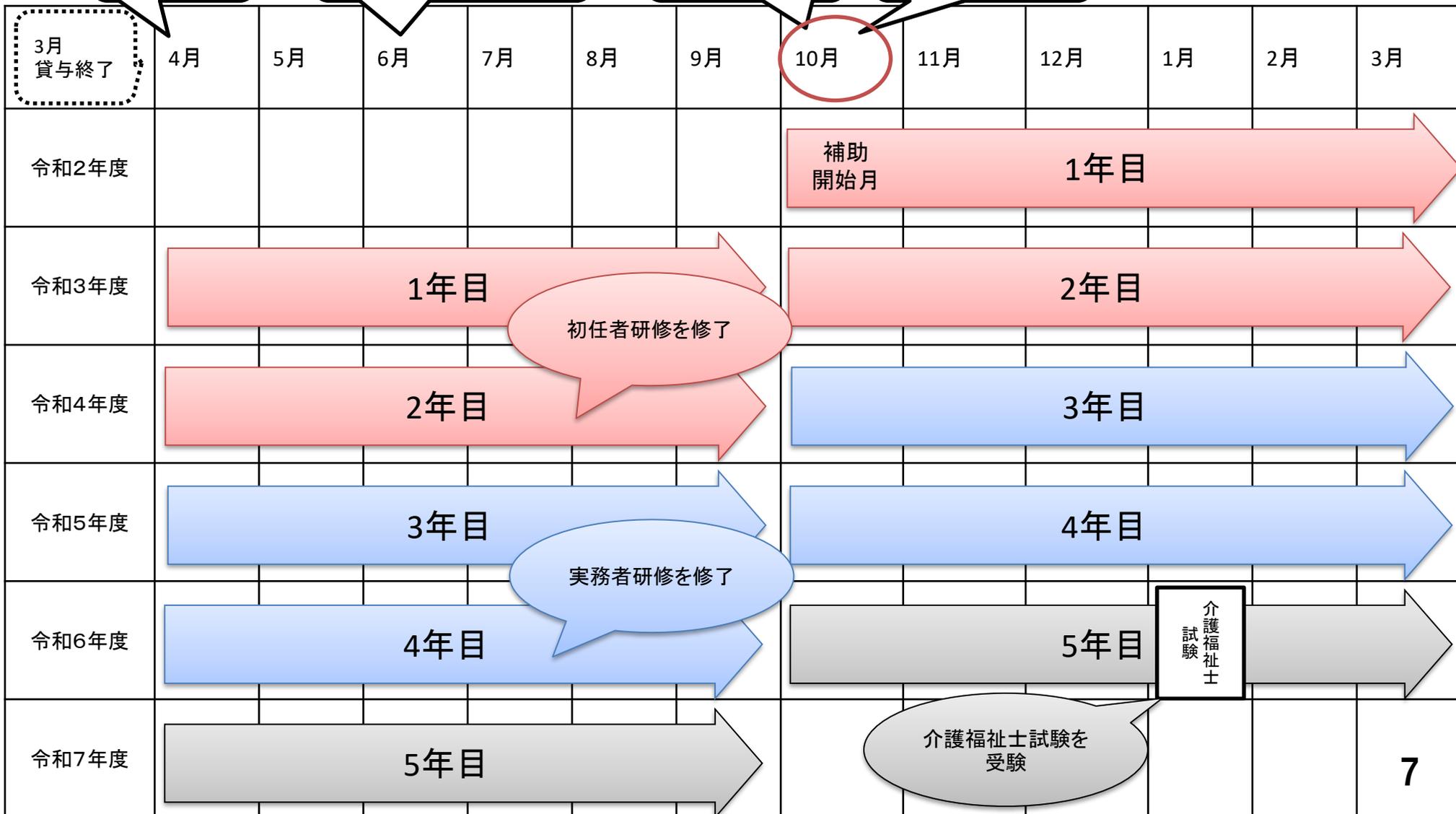
※日本学生支援機構の奨学金の返済は、貸与終了の翌月から数えて7か月目の月から開始(月賦返済は毎月27日引き落とし)

①4/1
職員の採用

②6/1 奨学金返済
手当等制度創設

③10月
手当等支給開始

④10/27
奨学金返済開始



1人当たりの補助金交付総額の例

例：令和2年度から初めて交付申請する法人の例

- ①令和2年4月1日に職員を採用
- ②就業規則を変更し、令和2年6月に奨学金返済手当等制度を創設
- ③令和2年10月から当該職員に対して奨学金返済手当等（17,000円）を毎月支給
- ④当該職員は令和2年10月27日から奨学金（17,000円）返済開始

令和2年10月
補助対象期間開始

研修等の要件を満たし5年間補助を受ける場合

| | |
|-------|--|
| 令和2年度 | $17,000\text{円} \times 6\text{月} = 102,000\text{円}$ |
| 令和3年度 | $17,000\text{円} \times 12\text{月} = 204,000\text{円}$ |
| 令和4年度 | $17,000\text{円} \times 12\text{月} = 204,000\text{円}$ |
| 令和5年度 | $17,000\text{円} \times 12\text{月} = 204,000\text{円}$ |
| 令和6年度 | $17,000\text{円} \times 12\text{月} = 204,000\text{円}$ |
| 令和7年度 | $17,000\text{円} \times 6\text{月} = 102,000\text{円}$ |

総交付額
1,020,000円

2 令和2年度の主な変更点

令和2年度の主な変更点

①資格取得期限の延長（令和2年度特例対応）

【令和2年度】

▽令和2年度 又は 平成31年度からの対象者

補助対象期間の開始月から

2年以内に 介護職員初任者研修を修了

4年以内に 実務者研修を修了

5年目に 介護福祉士試験を受験（合否は問わない）

▽平成30年度からの対象者

補助対象期間の開始月から

4年以内に 実務者研修を修了

5年目に 介護福祉士試験を受験（合否は問わない）

変更



【平成31年度】

補助対象期間の開始月から

1年以内に 介護職員初任者研修を修了

3年以内に 実務者研修を修了

4年目及び5年目に 介護福祉士試験を受験
（合否は問わない）

②対象者の雇用状況等の変更に関する書類提出の簡素化

【令和2年度】

- 事業計画提出時に「**雇用等証明書兼誓約書**」を **一回のみ**提出するものとする
- 提出後に雇用状況等の変更があった場合は、**「雇用状況等変更届出書」**（＝対象者本人印**不要**）を提出する

変更



【平成31年度】

- 事業計画提出時に「**雇用等証明書兼誓約書**」を一回提出し、その後、雇用状況等の変更（異動や退職等）があるたびに、**「雇用等証明書兼誓約書」**（＝対象者本人印**必要**）を提出する

3 事業の広報（PR）

東京都が行う広報

○ 東京都では、次のような広報を実施予定

➤ チラシの配布・送付

- ・東京都福祉人材センターでの配架
- ・都内近県大学等の奨学金担当・就職支援担当へ郵送
- ・大学個別訪問による配布

➤ HPへの掲載

- ・東京都福祉保健局

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shougakukin.html>

- ・東京都福祉保健財団 **※昨年度実績法人を掲載中**

<http://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/index.html>

- ・日本学生支援機構

https://www.jasso.go.jp/shougakukin/chihoshien/sosei/seido/sousei_ken.html

今後も引き続き
周知を図ってまいります！

高齢分野

介護職場の将来を担う
若者を支援！

東京都

介護職員奨学金返済・育成支援事業

- ☞ 介護職員として都内の介護事業所等に就職した方を対象に、奨学金返済を支援します！！
- ☞ 計画的に介護の資格取得を目指せます！！

事業内容

- ☞ 都内の介護事業所等で介護職員として働きながら、奨学金を返済する方に奨学金返済相当額を支給します。（奨学金返済相当額は介護事業所等から支払われます）
- ☞ 介護事業所等が作成する「育成計画」に基づき、介護職員初任者研修、実務者研修、介護福祉士の資格取得を目指せます。

対象となる奨学金

以下の貸与型奨学金が対象となります。

- ☞ 日本学生支援機構（JASSO）
- ☞ 学校（大学院・大学・短大・高等専門学校・専修学校）
- ☞ 地方公共団体

対象者

- ☞ 新卒者
- ☞ 既卒者（卒後5年未満）

介護福祉士となる資格を有しておらず、奨学金の返済を行う方

対象事業所

- ☞ 令和元年度の補助金交付申請実績法人は、東京都福祉保健財団HPから確認できます！
<http://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/shinseihoujin/shinseihoujin.pdf>
- ☞ 本事業の活用に関わらず、「奨学金返済支援制度」や「資格取得支援制度」を有している事業所については、東京都福祉人材情報バンクシステム『ふくむすび』から確認できます！

○Step1 『ふくむすび』の事業所検索ページへアクセス！

URL : <https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.jp/info/jigyous/search>

○Step2 以下の条件を設定して検索！

フリーワード or 🔍

事業分野 高齢者（高齢者にチェックをいれてください）

介護事業所、
介護の資格について
詳しくは画面を
チェック！！

＜お問合せ先＞

公益財団法人東京都福祉保健財団

MAIL : syogakukin@fukushizaidan.jp

人材養成部福祉人材養成室介護人材育成担当

TEL : 03-3344-8513

12

事業者によるPR

○ 事業者は、奨学金制度を創設したら次のようなPRを行うことが可能です。

なお、過去の本事業活用実績がない法人は、今後の事業活用予定についてではなく、「奨学金返済支援制度」を事業所が有していることについての周知としてください。

➤ ふくむすびの活用

東京都福祉人材情報バンクシステム『ふくむすび』をぜひご活用下さい。
学生等が『ふくむすび』で「奨学金返済支援制度を有する事業所」等であることを検索できるよう、事業所情報の入力を行ってください。

※誤った画面で情報を入力すると、フリーワード検索が正常に機能せず、事業所がヒットしません。
必ず手引きを確認の上、正しい画面から入力を行ってください。

※「ふくむすび」の入力方法等詳細については、手引き64～65ページをご確認ください！

➤ 福祉人材センター求人票への記載

福祉のお仕事の求人票の「【賃金・時間】その他手当・賃金等備考」の欄に、「奨学金返済手当有」という形で手当等を有することを記載してPRしましょう。

➤ 福祉保健財団HP掲載情報の周知

東京都福祉保健財団HPの本事業に関するページに「平成31年度交付申請法人一覧」を掲載中ですので、PR活動の際はこちらのページもご活用ください。

奨学金返済支援制度を創設したら、学生採用の面接時などにPRしましょう！

本事業を活用した法人様からの声

一般大学の学生が良い反応があり、
複数名採用できた

以前は資格にあまり興味がない
様子だった職員が、
資格取得を目指すようになった

上司との定期的な面談により、
若手職員の気持ちが聞けたり、
キャリアアップの方向性の確認
ができる機会になった

手当を支給した職員から、
転職せず当施設で長く頑張ろうと
思ったとの話があった

本事業の活用により、職員の確保・育成・定着への効果を実感いただいています！今年度もぜひご活用ください！

最後に

事業計画書の提出について

- ◆事業計画書提出締切
令和2年8月3日(月曜日)【必着】
- ◆事業計画書様式等
東京都福祉保健財団のホームページ内に掲載します。
(<http://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/index.html>)
- ◆書類提出先
〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階
公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部
福祉人材養成室 介護人材育成担当

お問合せ

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護人材育成担当

TEL: 03-3344-8513

FAX:03-3344-8593

MAIL:syogakukin@fukushizaidan.jp

※お問い合わせは、「質問票」を用いてFAXまたはメールにてお願いいたします。

本事業の補助金を活用し、若い方を採用して、
介護業界の未来を担う人材として、しっかりと育成していきましょう！